

国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和6年中(令和6年1月1日から令和6年12月31日)に納められた保険料の全額です(令和6年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります)。

本年中に納付した国民年金保険料は、年末調整や確定申告をすることによって社会保険料控除を受けることができます。

対象者には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告のときにご使用ください。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に 国民年金保険料を納付した方	電子送付	令和6年10月中旬から下旬
		郵送	令和6年10月下旬から11月上旬
②	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に 国民年金保険料を納付した方(①の対象者を除く)	電子送付	令和7年1月下旬
		郵送	令和7年2月上旬

なお、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に関する概要やよくある質問(Q&A)等については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

こちらからご覧ください ⇒



⇒お問合せ

(1) 控除証明書相談チャット(24時間対応)

日本年金機構ホームページに、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するお客様からの照会に対して、チャット形式で自動的に応答するチャットボットを開設しています(令和6年分への更新は10月下旬予定)。

(2) ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004(ナビダイヤル)

050から始まる電話の場合 ☎(東京)03-6630-2525

(受付時間) 月～金曜日 8時30分～19時00分

第2土曜日 9時30分～16時00分

※ 土日・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません